

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
日欧協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札等執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が実施する調達で、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の政府調達に係る規定（以下、「日欧協定」という。）の適用を受けるものの一般競争入札の執行及び随意契約について、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札要綱の適用)

第2条 日欧協定の適用を受ける一般競争入札は、この要綱に定めるもののほか、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱（以下「一般競争入札執行要綱」という。）に定めるところにより行う。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の二に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービスをいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の2以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される2以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第4条 この要綱は、日欧協定の適用を受ける物品等及び特定役務の調達であって、調達契約に係る予定価格が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額（地方政府機関の欄に掲げる区分及び額とする。）以上の額であるものについて適用する。ただし、次に掲げる調達契約については、この限りでない。

- (1) 有償で譲渡（加工又は修理を加えた上での譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上での譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会を相手方とする調達契約

- (3) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達契約であって、当該調達契約に係る法人の行為を秘密にする必要があるもの
- 2 前項の予定価格は、物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるところにより算定した額とする。
- (1) 借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合 当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額
- (2) 借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月を超える場合 当該期間における予定賃借料の総額に見積残存価値（借り入れた物品等をその借り入れの終了の時に買入れるとした場合の予定価格）を加えて得た額又は特定役務の予定価格の総額
- (3) 借入期間又は提供を受ける期間の定めがない場合 1 月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に 48 を乗じて得た額
- 3 第 1 項の予定価格は、一連の調達契約が締結される場合には、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。
- (一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限等)
- 第 5 条 発注機関の長は、一般競争入札執行要綱の定めにかかわらず、この要綱の規定が適用される調達契約（以下、「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。
- 2 発注機関の長は、建設工事の請負に係る一般競争入札を行う場合には、一般競争入札執行要綱第 2 条第 1 項第 2 号の資格を定めないものとする。
- (一般競争入札について公告をする事項)
- 第 6 条 発注機関の長は、特定調達契約に係る一般競争入札に関する公告をするときは、一般競争入札執行要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項について、公告をしなければならない。
- (1) 契約条項を示す場所
- (2) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (3) 入札説明書の交付に関する事項
- (4) 公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称
- (5) 公告に係る特定調達契約の手続において使用する言語
- 2 発注機関の長は、前項の公告において、次に掲げる事項を、英語により記載するものとする。
- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称

(一般競争入札の公告)

第7条 前条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る前条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までにしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、前条の公告を電子的手段により行う場合には、その期間を5日間短縮することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、入札説明書の全体を前条の公告を行った日から電子的手段により入手できるようにする場合には、その期間を5日間短縮することができる。

5 前2項の規定は、併せて適用することができる。

6 前5項の規定にかかわらず、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。

(公告に係る一般競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第8条 発注機関の長は、一般競争入札執行要綱第2条第1項の規定に基づき、埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿への対象業種での登載を参加資格として定めた場合であって、同名簿への対象業種での登載がない者から一般競争入札参加資格確認申請書が提出されたときは、その者が開札のときにおいて同名簿に対象業種で登載されていることを条件として、当該申請書を受理するものとする。

2 前項の規定は、埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿への対象業種での登載がない者から提出された入札書を受理について準用する。

(郵便による入札)

第9条 発注機関の長は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

(入札の無効)

第10条 一般競争入札執行要綱に定めるもののほか、特定調達契約につき、入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかったものは無効とする。

(入札説明書の交付)

第11条 発注機関の長は、特定調達契約につき一般競争入札を執行しようとするときは、一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札を行うため必要な事項を説明する文書(以下「入札説明書」という。)を交付するものとする。

2 入札説明書には、以下の事項を記載するものとする。

(1) 一般競争入札執行要綱第6条及び本要綱第6条第1項(第3号を除く。)により公告するものとされている事項

(2) 調達する物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) その他必要な事項

3 第14条の規定による一般競争入札を執行しようとする場合においては、前項各号

に掲げるもののほか、同条第5項各号又は第6項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(落札者の決定方法の制限)

第12条 発注機関の長は、特定調達契約に係る一般競争入札においては、最低制限価格を設定することができない。

(落札者とされなかった理由の通知)

第13条 発注機関の長は、落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達)

第14条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札を執行する場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内で一般競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

3 第1項の規定による一般競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず前項に規定する最後の順位の落札者について同項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に第7項の規定により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札があったものとするができる。

4 前項の場合において、第7項の規定により落札者とならなかった者が2人以上あるときは、同項の規定の例によりその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について第2項に規定する場合に準ずべき場合があるときは、同項の規定の例による。

5 発注機関の長は、特定調達契約につき第1項の規定による一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について公告をするときは、第6条の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に係る事項についても、公告をしなければならない。

(1) 第1項の規定による一般競争入札の方法による旨

(2) 第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨がある旨

(3) 第9項の規定により当該一般競争入札を取り消すことがある旨

(4) 端数の入札を制限する場合にはその旨

6 第1項に規定による一般競争入札が2種類以上の物品等又は特定役務について行わ

れるものである場合には、その入札は、物品等又は特定役務の種類異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。

- 7 第1項の規定による一般競争入札に付した場合において、同価の入札をした者が2人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、一般競争入札執行要綱の規定の例によりくじで先順位の落札者を定めるものとする。
- 8 第1項の規定による一般競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、予定価格を超えない単価の制限内で、随意契約によることができる。
- 9 第1項の規定による一般競争入札に加わった者が5人に満たないときは、これらの競争入札を取り消すことができる。
- 10 前項の規定により一般競争入札を取り消した場合には、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。
- 11 第9項の規定により一般競争入札を取り消した場合には、第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(随意契約)

第15条 発注機関の長は、特定調達契約については、前条第8項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約によることができる。

- (1) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (2) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (3) 落札者が契約を締結しないとき。
- (4) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (5) 既に調達をした物品等(以下この号において「既調達物品等」という。)又は既に契約を締結した特定役務(以下この号において「既契約特定役務」という。)につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、記調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (6) 法人の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等(特定役務を含む。)の調達をする場合
- (7) 既に契約を締結した建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)についてその施工上予見しがたい事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならない追加の建設工事(以下この号において「追加工事」という。)で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場

合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額(当該追加工事が2以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(8) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約がこの要綱の規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る公告においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

(9) 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続きにより、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

2 前項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定による随意契約の場合は、複数の者に分割して契約を締結することはできない。

(落札者等の公示)

第16条 発注機関の長は、特定調達契約につき、落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、公示をするものとする。

2 前項の公示には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札によることとした場合には、第6条の公告を行った日
- (8) 随意契約による場合にはその理由
- (9) その他必要な事項

3 第1項の公示は、発注機関又は法人本部のホームページに掲示することにより行う

コメントの追加 [山田暁子1]: 法人発足時は各病院トップページに入札情報へのリンクが設定できないため

ものとする。

(一般競争入札に関する記録)

第 17 条 発注機関の長は、特定調達契約につき、一般競争入札に付した場合には、次に掲げる事項（落札者がいないときは、第 3 号に掲げる事項を除く。）について、記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第 18 条 発注機関の長は、特定調達契約につき、随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(その他)

第 19 条 特定調達契約に係る一般競争入札の執行に当たり、一般競争入札執行要綱及びこの要綱に定めのない事項は、理事長が別に定めるものとする。

- 2 特定調達契約に係る随意契約の締結に当たり、この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。